

<今号の内容>

1. 厚生労働省 第 11 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会開催
～とりまとめに向けた議論について～
2. 全社協・社会福祉施設協議会連絡会「戦略的な情報公開に備える社会福祉法人決算
ハンドブック」について

1. 厚生労働省 第 11 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会開催 ～とりまとめに向けた議論について～

5 月 19 日（月）、第 11 回社会福祉法人の在り方等に関する検討会（座長 田中 滋
慶應義塾大学 名誉教授）が開催され、これまでの検討会の取りまとめに向けた議論が行
われた。

議論に先立ち、厚生労働省からこれまで検討されてきた意見の整理が示された（別添
資料参照）。

以下、厚労省がとりまとめた意見の整理に対する、委員の意見の概要を報告する（文
責は事務局）。

【とりまとめ全体について】

- 本検討会にて取り扱う議題は、政府・国民と、社会福祉業界との温度差が非常に大きい。
業界関係者だけでなく外部の方にも、検討の内容はもちろん課題の背景もわかるような表
記にすべき。（藤井委員）
- 社会福祉の専門家という表記があるが、専門性とは何かを国民全体が理解できるように
表す必要がある。（西元委員）
- 本検討会は規制強化ではなく、法人の自主性にゆだねるべきという考えが強いが、そこ
が外部との意見の食い違いの原因ではないか。そのためにも、ある程度本検討会での考え
方を明確にするべき。現状では、本検討会の成果として、全体像とその内容が見えにくい。
（千葉委員）
- 社会福祉法人のミッションやビジョンについての共通認識はできていると感じている。
具体的に何をすべきかの尺度のようなものが足りていないので、整理された課題のチェッ
クリストのようなものを作成していくべきではないか。（高橋委員）
- 社会福祉法人の認可の方法については、再検討する必要がある。資金面ではなく、実績
評価を設けるべきであるし、認可のプロセスにおいて、行政が外に見える形で社会福祉法
人の許認可をするべきではないか。また、不正を許さない仕組みを構築するべき。
（藤井委員）

- 社会福祉法人の認可について、現状では、福祉のことを全く分らない人が社会福祉法人を設立できる仕組みとなっている。必要な認可の基準については、検討すべき。
(雄谷委員)
- 社会福祉法人の退出のルールをどうするかについても考えていかなければならない。
(田島委員)

【地域における公益的な活動の推進について】

- 社会福祉法人に対する課税論がなくなったため、今までのままで良いと読解する社会福祉法人関係者は多い。本検討会として、財源拠出についての方向性を明らかにするべき。
(松山委員)
- 法人税が非課税になっている以上、非課税分はしっかりと地域貢献をするべきである。
(藤井委員)
- 財源拠出について、必要以上の収益があるところについては、拠出は義務であるべきだが、必ずしも収益が出ている法人が多いわけではないので、一律に拠出を義務化するということには検討が必要ではないか。(松原委員)
- 地域をどうしたいかというゴールなくして、社会福祉法人のあり方は描けないのではないか。福祉というのは人の生き方を支える機能の一つであることを自覚し、社会福祉法人間の連携や、医療との連携のみならず、地域（地域住民、ボランティア、NPO、株式会社）の資源を繋ぎ合わせていくのが社会福祉法人の役目である。
また、福祉・医療分野でない地域資源ともコンタクトをとり、結びつける取り組みが地域貢献のバロメーターとなるのではないか。(雄谷委員)

【法人の組織について】

- 社会福祉法人は、理事長の所有物ではなく、地域の資源であるということを理念的にどう表現していくかを考えなくてはいけない。
理事長権限に対して、牽制体制の構築が必要である。評議員会が実際に牽制機能を有していればよいが、理事会が指名する評議員会では、牽制機能は果たしにくい。評議員には、地域関係者を一定数以上入れなくてははいけないという仕組みも必要ではないか。また、職員理事の登用について記載があるが、職員の中での執行委員会を構成し、3 つで牽制体制をとっていく必要があるのではないか。(西元委員)
- 理事長の権限が非常に強い。理事長が恣意的に人選をするなど延々と理事長の意向を反映させることができる仕組みを見直すべきではないか。(田島委員)
- 評議員会の設置義務化については、共通理解ができています。
評議員会は牽制機能を持つことが必要である。その選出方法について、地域ごとに課題はあるが、外部（監査を実施する行政など）から評議員を選任する仕組みが必要ではないか。評議員には、利用者、協働者、労働者、地域関係者、寄付者から選ぶ必要がある。また、全国展開している法人については、評議員会に必ず地域の人を入れるとなると機能しづらいため、地域の意見を聞く場を設ける必要はあるが、必ずしもガバナンスの場に入れなくてもよいのではないか。(藤井委員)

- 本検討会で議論されている内容は、現状の制度のままでできることが多い。しかし、できている法人とそうでない法人があるのは、組織をコントロールする人のあり方の問題である。現場で働く職員の想いを達成するためにも、理事長をはじめとする経営者には、時代や地域の変化に応じて、意思決定を早め、創造する力が必要なのではないか。そうでなければどんな制度を作っても機能しない。

また、ごく少数の不適切な事例のせいで、他の法人の自主性を妨げるような制度作りは避けてほしい。(雄谷委員)

- イギリスでは、行政が一部の理事を選出し、そして患者・職員・地域住民で構成される評議員会が理事を選出するという仕組みだが、このような仕組みが社会福祉法人に適しているのではないかと。(松山委員)
- 社会福祉法人の自主性については、法人経営者として尊重してほしいとは思っているが、法人の自主性というものの内実が、理事長のみの自主性となってしまっている恐れがある。社会福祉法人の自主性は、特定の個人の自主性ではなく、地域社会の自主性でなければならない。地域社会の自主性が社会福祉法人の自主性に反映されるようなガバナンスが、最低限構築されなければならない。(浦野委員)
- 法人の自主性・主体性に任せなければ、本検討会で求めている取り組みは実施されない。自主性は尊重する立場に立つが、しかし、やらないところは罰する、解散を命ずるといった事後的な強い規制は必要なのではないか。

今の社会福祉法人制度は、もともと公益財団法人よりも厳しいものとして創設されたものであるが、一般財団・社団法人よりも規制が緩い現実には直視すべき。最低限、一般財団・社団法人と同等以上の厳しさは整備をするべきである。(藤井委員)

【法人の規模拡大・協働化について】

- 規模の拡大については、ヒアリングの中でも一番注目されたが、規模の拡大という言葉を使うと、すぐに合併をイメージされる。規模の拡大という言葉を出すと現場では抵抗を感じるのではないかと。連携・協働化の先に規模の拡大があるのではないかと。(森委員)
- 持分のない社会福祉法人であればこそ、非営利ホールディングカンパニーが成り立つのではないかと。地域の法人が集まって、理事の選出や報酬を決定をする共同委員会を設置することで、今の理事長権限の牽制もできるのではないかと。持分もないのに、どうホールディングカンパニーを作りガバナンスをするのかといった話があるが、持分がない方が、個人的な利害対立はなくなり、「地域社会のために何が良いか」という点でのみ議論ができる。(松山委員)
- 措置事業については、必ず配慮をすべき。(田島委員)
- 措置施設の要望は、利用者を代弁しての要望であり、資金がないからできないというあきらめは本来あってはならないものである。寄付を集めるなど、他の社会福祉法人とは違った面での努力をする必要はある。(高橋委員)

【人材確保について】

- 人材確保という表記だけを見ると、社会福祉法人の人材確保が課題であるとともに社会福祉法人がどういう役割を果たすかが重要である。

初任者研修や実務者研修を各地域で積極的にやっていただきたいし、それを公益的な取組としてもよいと思う。(藤井委員)

- 本検討会として、優秀な人材がキャリアアップできる仕組みを作るべきであるとしつかりと訴えるべきである。(松原委員)

【透明性の確保について】

- 国が財務諸表を集計・分析する意義としては、法人ごと、施設種別ごとの利益率がわかることで、職員としても自法人の財務状況がわかりやすくなるし、世論も具体的な指摘ができるようになる。本検討会としても財務諸表の公表に対する意義を発信する必要があるのではないか。(松山委員)

【法人の監督について】

- 現在、行政監査は、事業監査・法人監査が全く別のものになり、連携も取れてない。行政の監査力を向上する必要がある。(田島委員)
- 社会福祉法人の監事について、一人は財務諸表を監査し得うるものでなければならないという通知があるが、もう一人は読めなくていいのかという話になる。社会福祉法人の監査は監事監査がベースになるので、監事は財務諸表が必ず読めるようにするべきであり、監事の教育体制も構築するべきではないか。(藤井委員)
- 財務に係る外部監査について、社会福祉法人の財務については、その特性に応じた専門性が必要であるので、監査機関にも研修をしていただく必要もある。
また、財務諸表については、地域貢献会計のように地域のために使える資金があることを見える化する必要がある。(藤井委員)
- 地域貢献を図るものさしを作る必要があり、既存のものを見直しで対応できればよい。第三者評価のチェック項目と、意見整理のポイントを比べるといくつか第三者評価に足りない部分はあるが、第三者評価の見直しについて、どのように考えているか。(雄谷委員)
- 第三者評価については、サービスの質をいかに上げていくかを目的としている。それに資する観点で、枠組みを考えていきたい。(友藤課長)
- 社会福祉事業自体そもそも社会貢献事業であると考えられるため、本来事業がしっかりと実施されているのかについては、チェックするべき。(松原委員)
- 調達の公正性・妥当性の確保をするためには、法人内部の機能強化や法人監査の強化だけでは足りない。内部統制をしっかりとするためには、監査法人や公認会計士のチェックを受ける必要がある。(対馬委員)
- 小規模法人は、監査法人を雇うためのお金がないといった抵抗があるが、それであれば、非営利ホールディングカンパニーのようなものを設置し、地域の共同監査機能を置くことで、社会福祉法人の独立性を保ちつつ、相互牽制機能とすることができるのではないか。(松山委員)
- 非営利ホールディングカンパニーについて、厚労省内外でも検討がされているようだが、本検討会では、この問題について、受け身でいいのか、検討する必要があるのか。(千葉委員)
- 医療法人には持分ありの法人もあるため、本検討会では持分なしの社会福祉法人のホー

ルディング化について、ご意見をいただきたいと考えている。(友藤課長)

- 資本がないのにホールディングカンパニーという言葉を使うことで現場では混乱を招いている。既存の仕組みを使用しながら、十分に連携・協働化はできる。ホールディングカンパニーという言葉について見直す必要があるのではないか。(田島委員)

【寄付について】

- 社会福祉法人はもっと寄付の受入と活用を考えるべき。一方、もう少し寄付を受けやすい仕組みが必要。また、寄付のインセンティブについても検討する必要がある。(藤井委員)
- 日本は寄付文化がないといわれるが、そうとは思わない。何のために寄付をしているのかが明確に見え、その成果が目に見えれば、寄付者は増えるのではないか。社会福祉法人がもっと地域課題解決を発信し、地域住民の善意の受け皿になるべきではないか。(千葉委員)
- 寄付は何を目的にするのかを明確にすることが大切であり、また、税額控除の対象であるということを、行政としても案内をしてもらえるとありがたい。(田島委員)

【その他】

- 規制改革会議でとりまとめられた意見について、財務諸表の情報開示や社会貢献活動の義務化などをすべきであるとの表記がされているが、厚生労働省として、どのような対応をとるのか。(森委員)
- 社会福祉法人のあり方については、介護保険の導入時から問われてきた。平成 18 年には、社会福祉法人というシステムで制度の隙間を埋めていくという認識のもと、基盤を強めていこうという議論がされた。今はその議論を検証しており、規制改革会議でも、産業競争力会議でも、社会福祉法人は非営利法人として、健全性を持って、一段の公益性を発揮すべきという指摘であり、我われの目指してきた姿と違いないのではないかと考えている。

規制改革会議や産業競争力会議での議論について、6 月までにとりまとめが行われると思われるが、それぞれ一足飛びにできるものではないので、制度を見直すべきもの、運用を見直すもの、現場の環境を整えていくものの整理をし、次の通常国会をめざして検討していく。(古都審議官)
- ガバナンスの強化の取組を進めていくと同時に、地方行政の規制の厳しさについては、国が規制をかけているわけではないにしろ、地方ではまだまだ細かいことを言われ、事業を実施できないことがあるので、行政としても整理をしてほしい。(宮田委員)
- 国としても、監査などについて、どういう理念に基づいてどういう方法でやるのかを通知で伝えるだけでなく、具体的に支援する仕組みをとるべきではないか。(藤井委員)
- 社会福祉事業と公益事業の区別についても一部措置事業を除いて、見直す(区別をなくす)時期に来ているのではないか。(千葉委員)

なお、財務諸表の開示については、厚生労働省から 5 月末を目途に通知を出す予定であるといった話があった。

議論の最後に、古都審議官から「社会福祉法人が非営利法人としてどのように日本の

福祉に貢献できるのかが問われている。すべてを制度で埋められるわけではなく、隙間をきれいに埋めていく仕組みが社会福祉法人ではないかと思っている。これから意見をまとめていくにあたって、懲罰だけでなく、評価をすることも大事だと思う。ガバナンスについても、懲罰的な議論ではなく、むしろ信頼されるために必要な議論であると考えている。規制改革会議においても、社会福祉法人が社会の公器としてどのように役立つものとするのかが、出発点であると感じている。」とまとめがあった。

なお、次回は6月16日（月）に開催され、引き続きこれまでの検討会の取りまとめを実施する予定である。

当日資料は、以下の厚生労働省ホームページに掲載される。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi159469>

2. 全社協・社会福祉施設協議会連絡会「戦略的な情報公開に備える社会福祉法人決算ハンドブック」について

本会では、全社協・社会福祉施設協議会連絡会が発行した「戦略的な情報公開に備える社会福祉法人決算ハンドブック」を、5月15日（水）に会員法人宛に1部ずつ送付させていただきました。

本ハンドブックは、平成26年4月に開催した「社会福祉法人経営セミナー」の講義内容を整理・編集したものであり、社会福祉法人に対する正しい理解と支持を得ていくために、①社会福祉法人が今なすべきこと、②財務情報にとどまらない積極的な情報公開に向けた実務、の2点について要点をまとめた内容となっています。

追加をご希望される場合には、1部500円（税・送料込み）にて頒布いたします。別添申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX（03-3581-7928）にてお申し込みください。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

会員法人の社会への積極的な情報公開のツールとして、法人情報公開ページを活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）